

平成23年度東海農政局男女共同参画推進本部活動計画

平成23年6月27日
東海農政局男女共同参画推進本部決定

男女共同参画社会基本法、食料・農業・農村基本法を踏まえ、農業就業人口の約半数を占める女性農業者の政策・方針決定過程への参画及び農業経営への参画を促進するための取組を局を挙げて行う。

また、東海農政局における男女共同参画を推進するため、職員の男女共同参画に係る意識の高揚を図るとともに、男女共同参画推進本部作業部会女性委員を活用した企画・立案段階からの女性の参画等を促進する。

農山漁村における男女共同参画社会の推進

1 農業者団体等における女性の参画促進

農業委員、農業協同組合及び土地改良区等役員への女性の参画を促進するため、引き続き、県、市町村、県農業会議、農業委員会、県農業協同組合中央会、農業協同組合、土地改良区、女性農業者団体等の関係機関に対し、女性の登用に向けた働きかけを行う。

特に農業委員会及び農業協同組合に対しては、以下の事項を目標として、取組が推進されるよう訪問により要請を行う。

委員または役員（以下「委員等」という）に女性が一人も登用されていない組織を、次回の委員等の改選時において解消すること

平成27年3月までに、各組織において2名以上の女性委員等の登用を確実に達成すること

農業委員会については、平成22年度の改選で、選挙による女性農業委員は増加しているが選任による女性農業委員が減少し、全体の女性農業委員数が減少していることを踏まえ、

農業委員会会長、事務局長等の農業委員会幹部に対して女性農業委員の登用要請を行う。

個々の農業委員に意識を持ってもらうため、各農業委員会総会や県農業会議が開催する農業委員に対する研修等、農業委員が集まる機会を捉え、積極的な要請活動を行う。

また、平成22年度に実施したこれら要請活動の結果を踏まえつつ、以下により重点的な取組を行う。

(ア) 本年7月の農業委員の統一選挙後、3年後の次回統一選挙までの間に改選期を迎える36農業委員会に対して、女性農業委員の登用について個別に要請を行う

(イ) 本年7月の農業委員の統一選挙前に要請活動を行ったにもかかわらず、本年度の統一選挙において女性農業委員登用が行われなかった等目標が達成されていない農業委員会に対して、再度、個別に女性農業委員の登用について要請を行う

(ウ)さらに、本年7月の農業委員の統一選挙前の要請活動の際に、女性農業委員の登用に關心の低かった7農業委員会に対しては、幹部による再度の要請を行う

農業協同組合については、農林水産省事務ガイドライン(農業協同組合等の指導監督に当たっての留意事項について)の特例措置の活用状況及び平成23年選挙の結果を踏まえ、複数の女性役員の登用が図られるよう、県農業協同組合中央会、農業協同組合に対し、農業委員会と同様に訪問により要請を行う。

また、農業委員や農協役員等に登用された女性の今後の活動を支援するため、女性委等員相互間、及び女性委員等と行政との情報交換の場となるよう、「東海ブロック農村女性交流会」を開催するほか、女性の社会参画促進に関するパンフレットを作成し、県、市町村、農業委員会、農業協同組合等関係機関に配布し、女性の社会参画促進の啓発に努める。

2 女性の農業経営への参画促進

女性農業者の自立による農業経営への参画を促進するため、6次産業化、農商工等連携、地域産業資源活用等の仕組みを積極的に活用し、直売、加工、新たな商品開発や販路の開拓等、女性による新たな起業化等への支援を行う。

具体的には、東海農政局主催の6次産業化フォーラムの周知・参加推進や6次産業化、農商工等連携等の取組事例等について、ホームページへの掲載や農村女性アドバイザー総会、女性農業者が集まる会議等を活用して情報提供を行うとともに、普及指導員の会議等において、これらの情報の提供を行う等各県普及組織とも連携して、起業を志向する女性農業者に対する支援を行う。

また、女性農業者の農業経営内における地位及び役割を明確化し、農業経営への参画を促進するため、夫婦による認定農業者の共同申請や家族経営協定の締結を推進する。

具体的には、家族経営協定締結による効果等の実態調査を行うとともに、各県と連携し、農業者や行政等関係機関が集まる機会を捉えた家族経営協定の周知を図り、協定締結を促進する。

さらに、農村女性起業及び家族経営協定の推進をテーマとした、農山漁村男女共同参画推進協議会主催の「東海ブロック女性農林漁業者研修会」に協力し、関係機関へ周知を図るとともに、県の女性農業経営者会議、農業協同組合婦人部、県の女性農業委員ネットワーク等に対し女性農業者の参加の要請を行う。

3 県及び市町村における農山漁村女性の共同参画に関する目標の設定に向けた普及啓発等の実施

「農林水産業・農山漁村におけるパートナーシップの確立について」(平成17年6月23付17経第1956号経営局長通知)に基づき、県及び市町村における農山漁村の男女共同参画に関する目標が設定されるよう、目標設定の無い43市町村に対しては、引き続き要請を行う。

さらに、平成24年度に男女共同参画に関する計画の改定を予定している11市町村に対しては、訪問による要請を行うこととし、特に、この中で、農山漁村に関する目標設定のない4市町村に対しては、幹部による重点的な要請を行う。

これら普及啓発は、農業委員会に対する女性委員の登用要請等と連携して行う。

4 局内委員会等における女性の参画促進

局内各部室に設置されている各種委員会等において、女性委員が30%以上を占めることを目標として取り組む。

また、各部室において行う、シンポジウム、セミナー等の開催に際しては、開催担当部室は講師やパネラーに女性を起用するよう努める。

5 情報提供活動の実施

農政局ホームページの充実を図るため、女性起業の取組事例の収集・追加及び家族経営協定実態調査結果の掲載などを行う。

また、農業委員や農業協同組合役員等への登用をはじめとした女性の社会参画促進に関するパンフレットを作成し、県、市町村、農業委員会、農業協同組合等関係機関に配布し、啓発に努める。(再掲)

6 「農山漁村女性の日」(3月10日)のPR

農山漁村の女性の役割を正しく認識し、女性の能力の適正な評価への気運を高め、その一層の活用を促進することを目的とする「農山漁村女性の日」の趣旨を周知するため、ポスター掲示、東海掲示板への掲示を行う。

農政局職員の男女共同参画社会の形成に係る意識高揚

1 企画・立案段階における女性の参画促進

各部室における農業施策の推進に当たり、女性の意見を反映させるため、6次産業化パンフレット等施策推進のための資料作成や、「東海ブロック農村女性交流会」をはじめとする各部室開催のイベント、「地産地消東海べんとう」の献立提案等において、男女共同参画推進本部作業部会女性委員(ワーキンググループ)が企画・立案段階から積極的に参画する。

2 「いきいきパートナーシップの日」の普及啓発

引き続き、毎月22日(当該日が休日の場合にはその後の勤務日)を男女共同参画推進のための普及啓発日(いきいきパートナーシップの日)として位置づけ、職員の家事・子育て・地域活動等を支援するための帰宅促進日とし、庁内放送、東海掲示板に掲示するとともに、当該週の局議において、周知・徹底を図り、管理者からも職員へ啓発を行う。

また、当日の勤務時間終了後に、各部室へ呼びかけを行う。

3 男性の育児参加の促進

男性の子育て参加を支援する制度の啓発を行う。

特に、配偶者の出産予定時期に合わせた育児休業取得の促進と休暇制度の啓発を管理者からも行う。

4 東海農政局職員に対する研修

男女共同参画の意識啓発を促すため、地方農政局職員研修のカリキュラムにおいて男女共同参画に関する講義を実施する。

- 5 国及び地方自治体等が開催する男女共同参画シンポジウム等への積極的な参加促進
職員の男女共同参画に向けた意識の醸成が図られるよう、東海掲示板でシンポジウム等の情報提供を行い、参加を促進する。参加に当たっては、本人の業務に関わりなく参加の出来るように周囲の理解を得る環境づくりを行う。
- 6 男女共同参画推進本部(内閣府)からの情報提供
毎年実施する「男女共同参画週間」をPRするとともに、「消費者の部屋」において男女共同参画に関する特別展示を行う。また、東海掲示板を利用し、男女共同参画推進本部(内閣府)からの情報提供を行う。

組織再編に伴う各部室の関係強化

普及担当、作物担当等が生産部、男女共同参画担当や農業委員会担当は経営・事業支援部へ移行するなど、これまで同一部内で連携・協力してきた組織が異なる部に再編されることから、新組織発足後も各部室が男女共同参画の目標実現に当たり十分に協調して円滑に業務を推進できるよう各部室間の一層の連携強化に努める。